

米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する意見書

去る1月6日午前10時2分頃、米国原子力潜水艦ロサンゼルス級ルイヴィルが休養、補給、維持目的のためホワイト・ビーチに入港し、3日間と4時間余の長時間にわたり停泊した後、9日午後2時3分頃に出港した。

今回の寄港で、原潜寄港は、復帰後504回目（復帰前47回）となっており、平成19年から寄港頻度が増してきた中、平成20年には過去最高の41回を記録するなど、寄港回数の増加が常態化している。

本市議会においては、平成20年8月に明らかになった原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れ事故や同年11月の原潜プロヴィデンスの通報なし寄港、さらに、近年原潜の寄港が異常に増加していることについて、これまで日米両政府に対し、その詳細な説明と原潜を寄港させないこと等を強く求めてきたところである。

しかしながら、寄港増の要因については「米軍の運用上の理由」として詳細な説明がないままである。

東日本大震災から三年以上経過した今日でも、原子力発電所の放射能事故の影響が収束しない中で、原潜の寄港に伴う市民や県民の放射能に対する不安は日々増大している状況にあり、日米両国政府の責任は極めて重大である。

平成17年10月に「うるま市非核平和都市宣言」を議決したうるま市議会としても、引き続き国是である非核三原則を踏まえ、日米合同委員会において米国原子力軍艦の寄港に反対する旨の議題を取り上げ、日米地位協定第27条を適用して、今後いかなる理由があるにせよ、すべての原子力軍艦を寄港させないよう確実に改定することを強く求めるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場からホワイト・ビーチへの度重なる原潜の寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. ホワイト・ビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。
2. 米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすこと。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年1月16日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長
沖縄県知事 沖縄県議会議長